

令和4年

1月農業委員会総会議事録

■日時	2022年（令和4年）1月14日（金）14：30～15：00	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（9名）</p> <p>1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 5 田口 榮男</p> <p>6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10</p> <p>11 森 勝義 12 13</p> <p>[欠席委員] 計（4名）</p> <p>4 西辻 達佳 10 飯阪 保 12 友田 博文 13 式森 彦人</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>すみません。それでは、ただいまから令和4年1月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、友田会長が所用のため欠席となっておりますので、開会に当たりまして、藤原副会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
藤原副会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡ありました委員は、友田会長、4番、西辻委員、10番、飯阪委員、13番、式森委員。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、藤原副会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
藤原副会長	<p>本日の議事録署名人は、3番、辻野清一委員、5番、田口榮男委員をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>1月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第3号とな</p>

事務局

っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 1 件に関する申請を、別表のとおり定めるものとします。

議案書 3 ページをお願いします。

議案第 1 号、1 番、池田下町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局の麓でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は田 1 筆、面積は 4 1 9 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から 3 km、車で 1 5 分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は 8 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地に支障ありません。贈与のため耕作に変更がないためとのことです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と現地で面談し、譲渡することに同意されており、譲受人に電話にて意思確認したところ、譲渡人の指導を受け水稻栽培を引き継ぐとのことです。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第 1 号、1 番については許可することと決定いたします。

議案書 4 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画 9 件を、別表のとおり定めるものとします。

議案第 2 号、番号 1 番、府中町四丁目の物件について事務局から説明願います。

事務局	<p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は府中町四丁目で、地目は田1筆、面積は879㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は花卉栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の辻野委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、ビニールハウスで花卉栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で花卉栽培を引き続き行うとのことです。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
藤原副会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第2号、1番について決定することといたします。</p> <p>議案第2号、2番、浦田町の物件につきまして事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書5ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>当該案件につきましては、貸し手の所有者の1人が令和3年12月15日にお亡くなりになっている旨、地区担当の廉林推進委員から連絡があり、令和4年1月11日に農林担当から取下げ願いが提出されましたことを御報告いたします。</p> <p>以上となります。</p>
藤原副会長	<p>この案件につきましては、事務局から説明があったように取下げ願いがありましたので報告いたします。</p> <p>議案第2号、3番、この議案につきましては、田口委員が、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。</p> <p>(田口委員、退席)</p>
事務局	<p>黒石町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書5ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は黒石町で、地目は田1筆、面積は889㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p>

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。借り手は申請地で水稻栽培を継続するとのことでした。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、3番については決定することといたします。

田口さん、入っていただいて。

次に、議案第2号、番号4、仏並町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、4番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑2筆、面積は合計6,431㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、継続契約のためビニールハウスで耕作されている農地であり、貸し手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

橋本委員

ちょっとすみません。

藤原副会長

はい。

橋本委員

補足説明お願いしたいんですが、2141番の件ですけれども、このブリーズという会社の内容の御説明をお願いしたい。補足説明で結構ですから。

藤原副会長

事務局、分かりますか。

事務局	<p>すみません。株式会社ブリーズでございますが、会社の設立が平成23年8月10日ということで、船舶、航空機、自動車、フォークリフト、あと、古物の輸出入の販売とかやっておりますし、農業関連の堆肥・肥料製造販売、輸入販売というような形で広くやっておるんですけども、和泉市におかれましては和泉市の小川東団地というところの農業団地のほうで、農地利用集積ということで以前から頑張っておられるほうで野菜栽培もされているということでございます。</p>
橋本委員	<p>以上です。</p> <p>現時点で継続ですから既におやりになっているんですが、今何をつくっているんですか。どういう栽培形態ですか。ハウスでということですね。</p>
事務局	<p>今現在は葉物関係を栽培しております。一部、高設栽培ということで葉物をつくられているようです。</p>
橋本委員	<p>はい、了解しました。</p>
藤原副会長	<p>ほかによろしいですか。</p>
	<p>これにつきまして異議、意見はほかにありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>議案第2号、4番について決定することといたします。</p>
	<p>議案書6ページをお願いいたします。</p>
	<p>議案第2号、5番、久井町の物件につきまして事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、5番について説明させていただきます。</p>
	<p>物件の所在地は久井町で、地目は田4筆、畑1筆、面積は合計1,176㎡でございます。</p>
	<p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p>
	<p>申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p>
	<p>続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p>
	<p>現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手にお会いして意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。</p>
	<p>また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p>
	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
藤原副会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
	<p>これにつきまして異議、意見はございませんか。</p>

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、5番について決定することといたします。

議案第2号、6、7、8番の小野田町の物件につきまして、関連があることから一括して事務局から説明願います。

事務局

議案書6ページ、6、7、8番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町で、地目は田6筆、面積は合わせて2,936㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培及び遊休地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行ったところ、6番及び7番は野菜栽培、8番は遊休地となっており、それぞれ貸し手、借り手に電話で意思確認をいたしました。貸し手は貸すことに同意されており、借り手は野菜栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第2号、6、7、8番については決定することとします。

議案第2号、9番、福瀬町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書6ページ、9番について説明させていただきます。

物件の所在地は福瀬町で、地目は畑1筆、面積は1,885㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の中林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

電話にて貸し手、借り手に意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は野菜栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、9番については決定することとします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願2件に関する願い出を、別表のとおり定めるものとします。

議案書8ページをお願いします。

議案第3号、1番、若樫町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書8ページ、1番について説明させていただきます。

物件は若樫町で、地目は田3筆、畑8筆、面積は合計5,761㎡でございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきまして、議案書のとおりとなっております。

また、地区担当の山本推進委員と現地調査を行いましたところ、野菜栽培、果樹栽培がされており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、1番については承認することとします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第3号、2番、小田町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、2番について説明させていただきます。

物件は小田町で、地目は田2筆、面積は合計3,450㎡でございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきまして、議案書のとおりとなっております。

また、地区担当の辻野委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

藤原副会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第3号、2番については承認することとします。

次に、報告案件に移ります。

議案書10ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告します。

議案書11ページを御参照ください。

次に、議案書12ページ、報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとします。

議案書13ページを御参照ください。

次に、議案書14ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転4件を専決により受理しましたので報告します。

15ページを参照ください。

以上で本日の審議は全て終了しました。

その他、何か御質問はございませんか。

(質問等なし)

本日は、皆様方、お忙しい中、誠にありがとうございました。

皆様の協力のおかげで何とか終了いたしました。

これにて終了いたします。ありがとうございます。

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

副会長

委員

委員